

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	2320-425-0962-5	仕様書番号	
品名 又は 件名	トラック 2 $\frac{1}{2}$ t 4×4 カーゴ (2tクレーン付)		CPS-V23156-5
		大臣承認	平成元年 7月27日
		作成	平成元年 5月30日
		改正	平成25年 7月12日
		作成部隊等名	平成28年 6月30日
			補給本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において、重量物の積載、しゃ下及び輸送に使用するトラック 2 $\frac{1}{2}$ t 4×4 カーゴ（2tクレーン付）（以下、“車両”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、C&LPS-V00008の1.2 及びC&LPS-Y00007の1.2 による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、c)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

- JIS D 6605 トラックトラクタ及びトレーラ用エアブレーキカップリング
- JIS D 6606 トラックトラクタ及びトレーラ用7極電線カップリング
- JIS K 5572 フタル酸樹脂エナメル
- JIS K 5651 アミノアルキド樹脂塗料
- NDS Z 8201 標準色

b) 仕様書

C&LPS-V00008 車両共通仕様書

品名	トラック 2t 4×4 カーゴ (2t クレーン付)
----	----------------------------

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品一般共通仕様書

c) 法令等

クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

消防法（昭和23年法律第186号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的な要求

一般的な要求は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の2.1によるほか、クレーン等安全規則、移動式クレーン構造規格及び自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下、“訓令”という。）に適合するものとする。

2.2 構成

構成は、次による。

- a) 機関
- b) 動力伝達装置
- c) ブレーキ装置
- d) 操縦室
- e) 動力取出装置
- f) 荷台
- g) クレーン装置
- h) その他

2.3 材料・部品・加工方法

材料・部品・加工方法は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の2.2による。

2.4 構造・形状・寸法・質量

構造・形状・寸法・質量は、次によるほか、規定のない事項については、製造会社仕様とし、細部は承認図面による。

2.4.1 構造・形状

構造・形状は、付図1を基準とし、市販キャブオーバ型貨物自動車の総輪駆動とするほか、荷台前方につり上げクレーンを装備した車両とし、次による。

a) 機関

機関は、次による。

品名	トラック 2t 4×4 カーゴ (2t クレーン付)
----	----------------------------

- 1) 形式 4サイクル水冷ディーゼル機関
- 2) 総排気量 6.4 L以上
- 3) 最高出力 147 kW以上
- b) 動力伝達装置
後輪は、ダブルタイヤとする。
- c) ブレーキ装置
ブレーキ装置は、次による。
- 1) 形式は、空気油圧複合式及びA B S付とする。
 - 2) トレーラ用制動装置の配管を装着するものとする。
 - 3) ブレーキ用エアジョイント装置は、J I S D 6605の重ね式を装着する。
- d) 操縦室
操縦室は、次による。
- 1) 乗車定員は、3名とする。
 - 2) 計器類は、運転席の見やすい位置に設けるものとし、運行記録計は電気式1日計(120 km/h)を取り付けるものとする。
 - 3) 製造会社仕様のエアコンを取り付けるものとする。
 - 4) 粉末消火器 A B C・1.8kg・自動車用（消防法規格の適合品）の取付金具を助手席付近の乗車降車の妨げにならない場所に1EA取り付けるものとする。
 - 5) 車両用ラジオ（製造会社仕様のAM・FM用）を取り付けるものとする。
- e) 動力取出装置
クレーン用動力のP.T.Oを設けるものとする。
- f) 荷台
全鋼製平床三方開きとする。
- g) クレーン装置
クレーン装置は、操縦室と荷台との間に装備するほか、各機構装置に安全装置を設けるものとし、次による。
なお、作業状態を視認しながら各操作（クレーン両サイドの操作レバー）を1人で容易に操作でき、かつ、安全であるものとする。
- 1) ブームの構造は、鋼製箱形断面溶接組立2段伸縮式とする。
 - 2) ブームの伸縮は、油圧シリンダ直押式とする。
 - 3) ブームの起伏は、油圧シリンダ押上式とする。
 - 4) 卷上装置は、油圧モータ駆動による平歯車減速式（メカニカルブレーキ付）とする。

品名	トラック 2t 4×4 カーゴ (2t クレーン付)
----	----------------------------

- 5) フックの格納は、自動格納方式とする。
- 6) 旋回装置は、油圧モータ駆動による平歯車減速式（ボールベアリング方式）とする。
- 7) アウトリガーは、複動油圧シリンダー直押式（手動引出式）とする。

h) その他

その他は、次による。

- 1) 訓令の保安基準（防衛大臣が別に定める）の灯火類のほか、夜間においてクレーン操作のための作業灯及びトレーラ用カップリング J I S D 6606 の I 型を装着する。
- 2) 予備タイヤ取付具は、荷台後部下面に装備する。
- 3) けん引フックは、車体前部に 1EA とし、後部にはピントルフックを装着する。
- 4) ロープ掛けフックは、荷台の左右側面に直径 16 mm の L 形丸鋼を各 8EA 取り付けるものとする。
- 5) 燃料タンクは、140 L 以上とする。
- 6) 寒冷地仕様（製造会社仕様）の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。
- 7) 自動車番号標は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.4.4 の表 2 の車両法適用除外指定の車両の規格とする。

2.4.2 寸法

寸法は、付図 1 を基準とし、次による。

a) 車体は、次による。

- 1) 全長 最大 7700 mm
- 2) 全幅 最大 2500 mm
- 3) 全高 最大 3800 mm

b) 荷台は、いずれも内側寸法とし、次による。

- 1) 全長 3400 mm 以上
- 2) 全幅 2000 mm 以上
- 3) 全高 350 mm 以上

2.5 外観・性能

2.5.1 外観

外観は、次による。

- a) 有害なきず、割れ、まくれその他の欠陥がないものとする。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがないものとする。

品名	トラック 2t 4×4 カーゴ (2t クレーン付)
----	----------------------------

c) 塗装は、C&LPS-V00008の2.3によるほか、車体外部は、JIS K 5572の半つや外部用又はJIS K 5651の半つや外部用（それぞれの同等のものを含む。）で、NDS Z 8201の色番号2314OD色により塗装するものとし、細部は、色見本による。

なお、車体下部は黒色で塗装し、細部は承認図面による。

2.5.2.2 クレーン性能

クレーン性能は、次による。

a) つり上げ能力は、空車時とし、つり用具の質量を含むものとするほか、次による。

1) 作業半径1.9m時 最大2000kg以上

2) 作業半径4.5m時 最大600kg以上

b) クレーン作業半径は、次による。

1) 最大 5300mm

2) 650mm以上

c) 最大巻き上げ速度 16m/min 以上（ロープの速度とする。）

d) 旋回角度（連続） 360°（すべての作業状態において）

e) ブーム起伏角度範囲水平面 1°～78°（基準）の範囲（すべての作業状態において）

f) 最大地上揚程 6m 以上

2.6 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-V00008の2.4によるほか、細部は承認図面による。

3 品質保証

3.1 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

出荷条件は、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 提出書類等

提出書類等は、次による。

a) 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。

b) 取扱説明書等は、C&LPS-V00008の5.1.2による。

c) 車両法適用除外指定申出書関連書類は、C&LPS-V00008の5.1.3による。

d) 完成写真等は、C&LPS-V00008の5.1.5による。

品名	トラック 2t 4×4 カーゴ (2t クレーン付)
----	----------------------------

e) 車両等主要諸元資料は、C&LPS-V00008の5.1.6による。

5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は、C&LPS-V00008の5.3及び5.5による。

5.3 附属品・予備品

附属品及び予備品は、C&LPS-V00008の5.6によるほか、次による。

a) 附属品は、次による。

- 1) 非常信号灯 [車両法保安基準適合品、乾電池式(単3アルカリ乾電池), 懐中電灯兼用式, ミニチュアバルブ(2.5V以上, 0.3A), 肩掛けフック付き] 1EA
- 2) 粉末消火器ABC・1.8kg・自動車用(消防法規格の適合品) 1EA

b) 予備品は、次による。

- 1) 予備タイヤは、製造会社仕様(ホイール付) 1本とする。
- 2) スタッドレスタイヤ(1両分)の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。

5.4 承認用図面・色見本

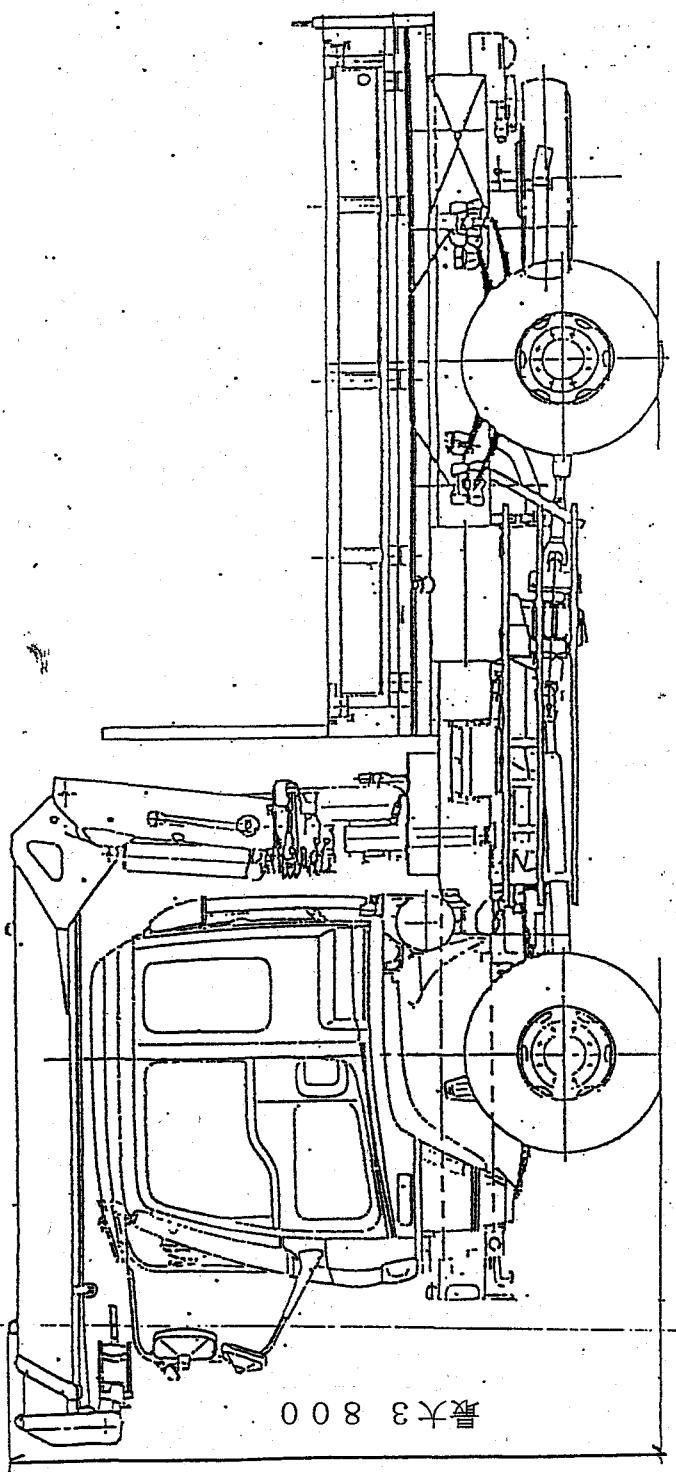
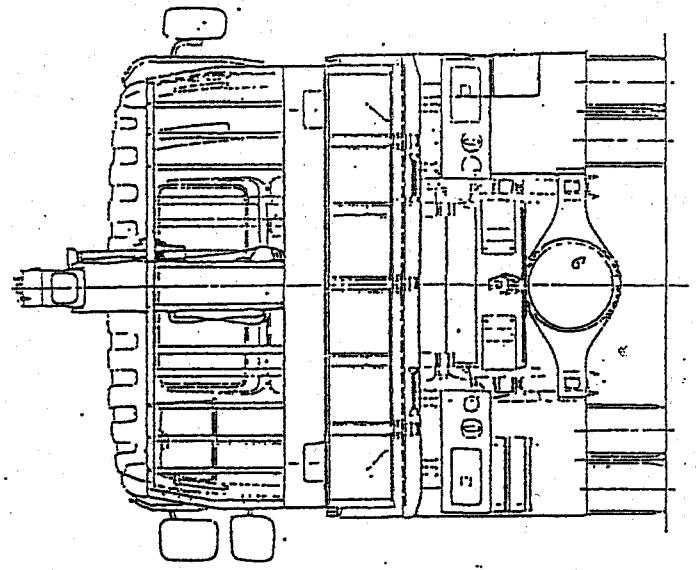
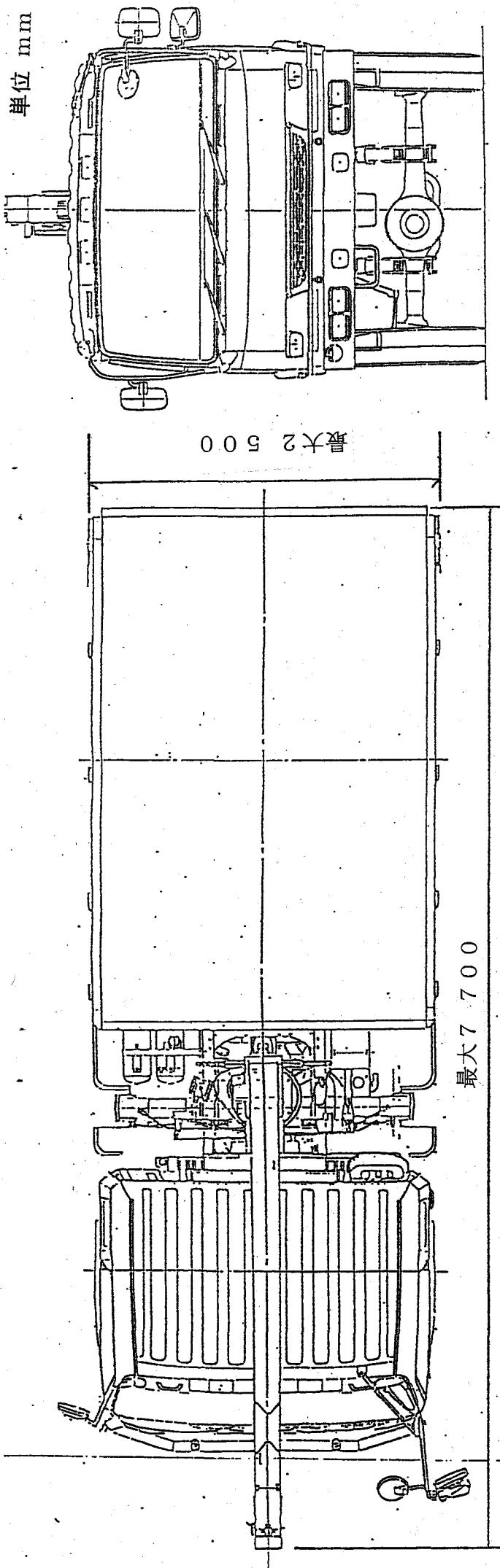
契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、次の承認用図面及び色見本を作成のうえ提出し、承認を受けるものとする。

a) 承認用図面

- 1) 外形図
- 2) 塗装配置図
- 3) 航空自衛隊標識図
- 4) 銘板図
- 5) その他必要な図面

b) 色見本 車体外部

単位 mm



付図1-トラック2 1/2t 4×4 (2tクレーン付)